



食安発第 0227001 号
平成 19 年 2 月 27 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 19 年厚生労働省告示第 26 号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生労働省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が下記のとおり改正されることとなること、またこれに伴い「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第 11 条第 3 項の施行に伴う関係法令の整備について」（平成 17 年 11 月 29 日付け食安発第 1129001 号当職通知。以下「施行通知」という。）の一部について、下記のとおり改正することとしたので、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。また、当該改正の内容につき、関係者への周知方よろしく願います。

なお、参考として改正後の施行通知全文を添付する。

記

第 1 改正の概要

1 告示改正の概要

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた、添加物ヒドロキシプロピルメチルセルロースの使用基準を廃止すること。ただし、その使用にあたっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないよう、関係業者に周知されたい。
- (2) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品オフロキサシンについて、畜水産食品等に係る残留基準値を改めて設定すること（別添 1 参照）。

(3) 法第11条第1項の規定に基づき、農薬フルベンジアミド及びボスカリドについて、農産食品等に係る残留基準値を設定すること(別添2参照)。なお、フルベンジアミドに係る試験法については、本日付け食安発第0227004号当職通知を参照されたい。

(4) 告示中一般規則の11として、「6又は9に定めるもののほか、5から9までにおいて成分規格が定められていない食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該製造され、又は加工される食品の原材料たる食品が、法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えて、農薬等の成分である物質(同項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。)を含有するものであつてはならない。」を加えること。

2 施行通知改正の概要

施行通知の「第2 改正及び制定の要旨」の「3 残留基準等告示関係」の(7)の参照すべきものとして「一般規則の11」を追加するとともに、(8)の次に以下の項を加えること。

(9) 改正後の一般規則の11について

食品規格が定められていない食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該加工食品の原材料が一律基準に適合していれば、当該加工食品についても当該食品に残留する農薬等の残留値によらずに食品規格に適合するものと解し、一律基準の規制対象とならないものとして扱うこと。

第2 適用期日

告示の公布日から適用すること。

第3 その他

法に基づく残留基準値の設定に合わせ、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づくフルベンジアミドの農薬としての登録及びボスカリドに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

別添 1

オフロキサシン（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値（改正後） ppm	残留基準値（改正前） ppm
鶏の筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分 ^(注1)	0.05	0.05

(注1) 筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く食用に供される部分をいう。

別添2

フルベンジアミド(殺虫剤)

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.03
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	10
はくさい	5
キャベツ	3
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	15
ねぎ(リーキを含む)	3
トマト	0.7
りんご	1
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
もも	0.05
いちご	2
茶	40

ボスカリド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	0.1	0.1
小豆類(いんげん、ささげを含む※)	2.5	2.5
えんどう	2.5	2.5
そらまめ	2.5	2.5
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類(注1)	2.5	2.5
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも(長いもをいう)	0.05	0.05
その他のいも類(注2)	0.05	0.05
かぶ類の葉	10	10
西洋わさび	0.7	0.7
はくさい	3.0	3.0
キャベツ	3.0	3.0
芽キャベツ	3.0	3.0
ケール	18	18
こまつな	18	18
きょうな	18	18
チンゲンサイ	18	18
カリフラワー	3.0	3.0
ブロッコリー	3.0	3.0
その他のあぶらな科野菜(注3)	18	18
ごぼう	0.7	0.7
サルシフィー	0.7	0.7
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	11	11
その他のさく科野菜(注4)	0.7	0.7
たまねぎ	3.0	3.0
ねぎ(リーキを含む)	3.0	3.0
にんにく	3.0	3.0
にら	3.0	3.0
その他のゆり科野菜(注5)	3.0	3.0

ボスカリド(殺菌剤)(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
にんじん	0.7	0.7
パースニップ	0.7	0.7
その他のせり科野菜(注6)	0.7	0.7
トマト	5	3
ピーマン	10	1.2
なす	2	2
その他のなす科野菜(注7)	1.2	1.2
きゅうり(ガーキンを含む)	5	5
かぼちゃ(スカッシュを含む)	1.6	1.6
しろうり	1.6	1.6
すいか	1.6	1.6
メロン類果実	1.6	1.6
まくわうり	1.6	1.6
その他のうり科野菜(注8)	1.6	1.6
たけのこ	1.6	1.6
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	1.6	1.6
未成熟いんげん	1.6	1.6
えだまめ	2.0	2.0
その他の野菜(注9)	1.6	1.6
みかん	1	
なつみかんの果実全体	10	
レモン	10	
オレンジ	10	
グレープフルーツ	10	
ライム	10	
その他のかんきつ類果実(注10)	10	
りんご	3.0	3.0
日本なし	3.0	3.0
西洋なし	3.0	3.0
マルメロ	3.0	3.0
びわ	3.0	3.0
もも	1.7	1.7
ネクタリン	1.7	1.7
あんず(アプrikottを含む)	1.7	1.7
すもも(プルーンを含む)	1.7	1.7
おうとう(チェリーを含む)	3	3
いちご	15	15
ラズベリー	3.5	3.5
ブラックベリー	3.5	3.5
ブルーベリー	3.5	3.5
ハックルベリー	3.5	3.5
その他のベリー類果実(注11)	3.5	3.5
ぶどう	10	10
その他の果実(注12)	1.2	1.2
ひまわりの種子	0.60	0.60
なたね	3.5	3.5
くり	0.70	0.70
ペカン	0.70	0.70
アーモンド	0.70	0.70
くるみ	0.70	0.70
その他のナッツ類(注13)	0.70	0.70
ホップ	35	35
みかんの果皮	40	2.5
その他のスパイス(注14)(みかんの果皮を除く)	2.5	2.5
スペアミント	30	30
ペパーミント	30	30

ボスカリド(殺菌剤)(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のハーブ(注15)(スペアミント及びペパーミントを除く)	18	18
牛の筋肉	0.10	0.10
豚の筋肉	0.05	0.05
羊の筋肉	0.10	0.10
馬の筋肉	0.10	0.10
山羊の筋肉	0.10	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注16)(馬、羊及び山羊を除く)の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.30	0.30
豚の脂肪	0.10	0.10
羊の脂肪	0.30	0.30
馬の脂肪	0.30	0.30
山羊の脂肪	0.30	0.30
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.35	0.35
豚の肝臓	0.10	0.10
羊の肝臓	0.35	0.35
馬の肝臓	0.35	0.35
山羊の肝臓	0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.35	0.35
豚の腎臓	0.10	0.10
羊の腎臓	0.35	0.35
馬の腎臓	0.35	0.35
山羊の腎臓	0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.35	0.35
豚の食用部分	0.10	0.10
羊の食用部分	0.35	0.35
馬の食用部分	0.35	0.35
山羊の食用部分	0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の食用部分	0.05	0.05
乳	0.10	0.10
鶏の筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.10	0.10
鶏の腎臓	0.10	0.10
鶏の食用部分	0.10	0.10
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きん(注17)の卵	0.02	0.02
なたね油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	5.0	5.0
らっかせい油(食用植物油脂の日本農林規格(昭和44年農林省告示第523号)に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	0.15	0.15
干しぶどう	8.5	8.5

ボスカリド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 改正後 ppm	基準値 現行 ppm
かぶ類の葉	10	10
トマト	5	3
ピーマン	10	1.2
みかん	1	
なつみかんの果実全体	10	
レモン	10	
オレンジ	10	
グレープフルーツ	10	
ライム	10	
その他のかんきつ類果実(注1)	10	
みかんの果皮	40	2.5
その他のスパイス(注2)(みかんの果皮を除く)	2.5	2.5
その他のハーブ(注3)(スペアミント及びペパーミントを除く)	18	18
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注4)(馬、羊及び山羊を除く)の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の食用部分	0.05	0.05

(注1) その他のかんきつ類果実とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2) その他のスパイスとは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注3) その他のハーブとは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注4) その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注5) 食用部分とは、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く食用に供される部分をいう。

参考

表中にない食品については、一律基準値(0.01ppm)が適用される。

※いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

1. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
2. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
3. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
8. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
9. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
10. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
11. 「その他のベリー類」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
12. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ

ツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

13. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

14. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

15. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

16. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

17. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

食安発第1129001号

平成17年11月29日

(最終改正：平成19年2月27日)

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条
第3項の施行に伴う関係法令の整備について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号。以下「一部改正法」という。）による改正後の食品衛生法第11条第3項の規定については、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成17年政令第345号）により、平成18年5月29日より施行されることとされたが、これに伴い、食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を定める件（平成17年厚生労働省告示第497号。以下「一律基準告示」という。）、食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を定める件（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質告示」という。）、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成17年厚生労働省告示第499号。以下「残留基準等告示」という。）、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第166号）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第167号）及び食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件（平成17年厚生労働省告示第495号）が本日公布されたところである。

本日公布された関係法令の内容等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、今回の整備の趣旨を十分御理解いただき、貴管内関係業者、関係団体、関係機関等に対し、その周知徹底を図るとともに、運用に遺憾のないように留意されたい。

記

第1 改正及び制定の背景

一部改正法により食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）に第11条第3項の規定が新設された。これにより残留農薬等に関するいわゆるポジティブリスト制度が導入され、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならないこととされた。

ただし、同条第1項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、当該規格によることとされた。

第2 改正及び制定の要旨

1 一律基準告示関係

一律基準告示により、法第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのない量（以下「一律基準」という。）として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を0.01ppmと定めたこと。

国内外において使用される農薬等（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品をいう。以下同じ。）は、その使用に先立ち、毒性などについて一般的に評価が行われており、その評価結果を踏まえ、使用対象作物や使用量などが制限されたり、使用される作物等に対してその使用方法や当該農薬等の食品に残留する量の限度（以下「残留基準」という。）が設定されており、一律基準は、残留基準が定められていない農薬等に対し適用されることとなること。

一律基準については、FAO/WHO食品添加物専門家会議（JECFA）による香料の評価や米国医薬食品庁（FDA）において容器からの溶出物等の間接添加物の評価に際し用いられている『許容される暴露量』や国内又はFAO/WHO残留農薬専門家会議（JMPR）若しくはJECFAでこれまでに評価された農薬及び動物用医薬品の『許容一日摂取量（ADI）』等を考慮すると、一律基準が適用されるような場合の個々の農薬等の摂取の許容量の目安として $1.5\mu\text{g}/\text{day}$ を用いることが妥当であると考えられる。我が国の国民の食品摂取量を踏まえ、一律基準によって規制される農薬等の摂取量が当該目安を超えることがないよう、一律基準として0.01ppmを定めることとした。

2 対象外物質告示関係

対象外物質告示により、法第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかなものとして厚生労働大臣が定める物質（以下「対象外物質」という。）を定めたこと。

対象外物質は、一般に使用されている農薬等及びその成分である物質が化学的に変化して生成した物質のうち、その残留の状態や程度などからみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるものであること。

対象外物質については、農畜水産物の生産時に農薬等として使用された結果、食品に当該農薬等及びこれらが化学的に変化して生成したものが残留した場合について、国内でのこれまでの評価、JECFAやJMPRによる評価、我が国の農薬取締法（昭和23年法律第82号）等における取扱い、JECFA等で科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定していると考えられる国や地域における取扱いなどを参考に、基本的に以下の考え方に基づき定めることとした。

- (1) 農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の状態や程度からみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるもの
- (2) 我が国の農薬取締法に規定される特定農薬のほか、現時点で登録保留基準が設定されていない農薬のうち、当該農薬を使用し生産された農産物を摂取したとしても、直ちに人の健康を損なうおそれのないもの
- (3) 海外において残留基準を設定する必要がないとされている農薬等のうち、使用方法等に特に制限を設けていないもの

3 残留基準等告示関係

残留基準等告示により、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の第1 食品の部A 食品一般の成分規格（以下「一般規則」という。）を改正し、法第11条第1項の規定に基づき定める食品規格を整備したこと。

農薬等の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）について、法第11条第1項の食品規格が定められている場合は、一律基準の適用対象とならないこと。

改正後の一般規則の概要は以下のとおりであること。

(1) 改正後の一般規則の1について

本規定は、改正前の一般規則の1及び2を統合した上で改正したものであり、全ての食品について、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質（以下単に「抗菌性物質」という。）を含有してはならない、という原則を定

めるものであること。

改正前の一般規則においては、抗生物質については同様の規定が置かれているが、抗菌性物質については、規制の対象となる食品を食肉・食鳥卵・魚介類に限定して「含有してはならない」規定が置かれているにとどまっていたところ、法第11条第3項の施行に当たって、原則として全ての食品について食品衛生法上の規格が定められることとなったため、平仄をあわせるという観点から、抗菌性物質の「含有してはならない」規定についても、全ての食品が対象となるよう今回の改正により手当したこと。

また、今回の改正により新たに一般規則に加えられた規定についても本規定中に反映させたこと。

なお、規制対象となる抗菌性物質については、従前のおりであること。

(2) 改正後の一般規則の2から4までについて

改正前の一般規則の3から5までの規定が繰り上がったものであること。

(3) 改正後の一般規則の5について

本規定は、全ての食品について、原則として含有されてはならない農薬等の成分である物質の一覧表（改正後の一般規則5の(1)の表）を掲げると共に、当該物質が含有されていないことを確認するための試験法（改正後の一般規則5の(3)～(15)）及び試験法の検体となる当該食品の部位（改正後の一般規則5の(2)の表）を示す規定であること。

本規定において示す試験法により当該物質が検出されなかった場合に、当該物質が「不検出」とであるとされること。

本規定により不検出とされる農薬等の成分である物質の残留が確認された食品は、法第11条第1項に規定する食品規格に適合しない食品として扱われること。

(4) 改正後の一般規則の6について

本規定は、生鮮食品を中心とする個別の食品について、農薬等毎に、食品規格を定めており、改正前の一般規則の6を踏襲したものであること。

現行基準からの改正点は以下のとおりであること。

① 食品分類の見直しが生じた部分について、必要な形式改正を行ったこと。

- ・ 「その他のあぶらな科野菜」の中に含まれると整理していた「チンゲンサイ」、「その他のゆり科野菜」の中に含まれると整理していた「にら」及び「その他の野菜」の中に含まれると整理していた「たけのこ」について、それぞれ使用される農薬毎に独立した食品分類を設けたこと。

基準値は、それぞれ「その他のあぶらな科野菜」、「その他のゆり科野菜」及び「その他の野菜」の基準値をそのまま用いていること。

- ・ 香辛料（スパイス及びハーブ）の取扱いについて、新たに国際基準（コ

ーデックス基準) が整備されたこと等から、規格基準告示の食品分類においても見直しを行い、新たに「その他のスパイス」及び「その他のハーブ」の食品分類を設けたこと。

スパイス及びハーブの定義については、別添1を参照されたいこと。

当該定義については、規格基準告示全体において共通であること。

- ② 一部の農薬等について、残留基準等告示により新たに新設された食品規格との整合性をとる観点から必要な改正を行ったこと。

具体的には、ジクロルボス及びナレド、デルタメトリン及びトラロメトリンについて新たに食品規格を設定するとともに、不要な規格を削除したこと。

- ③ 農薬等の名称の整理その他所要の改正を行ったこと。

- (5) 改正後の一般規則の7について

本規定は、個別の生鮮食品に関する農薬等毎の食品規格のうち、今回の改正に当たって新設されたものであり、基本的には6と同様の意義を持っており、同様の運用がなされること。

なお、6及び7を通じて運用上注意すべき点については別添2に示しているので留意されたい。

- (6) 改正後の一般規則の8について

農薬等の成分である物質が、食品に自然に含まれる物質と同一であるとき、当該物質が農薬等の使用により残留するものであるか、自然に含まれているものであるかが判別困難であるため、本規定により、農薬等の成分である物質が自然由来でかつ自然に残留する量の程度で残留している場合に当該物質に対して一律基準告示が適用されないこととしたこと。

本規定は、農薬等の成分である物質の残留基準が個別に定められていない場合に適用される規定であり、その性質上網羅的に対象物質を列挙することができないことから、適用については個別に判断するものであること。

- (7) 改正後の一般規則の9について

本規定は、6及び7に規定する食品規格のほかに加工食品を中心として個別の食品規格を農薬等毎に定める規定であり、6及び7と同様の運用がなされること。

なお、加工食品の取扱いについては、併せて改正後の一般規則の10及び11を参照されたいこと。

- (8) 改正後の一般規則の10について

法第11条第3項の施行により、すべての食品が一律基準の対象となるため、同条第1項に基づく食品規格が定められていない加工食品についても一律基準の規制対象となるのが原則であるが、当該加工食品の原材料が食品規格に適合していれば、当該加工食品についても当該食品に残留する

農薬等の残留値によらずに食品規格に適合するものと解し、一律基準の規制対象とならないものとして扱うこと。

加工食品について、既に科学的検討がなされているものについては、9において食品規格を定めてあり、今後も必要に応じて9に新たな規格を規定していくこととなること。

(9) 改正後の一般規則の11について

食品規格が定められていない食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該加工食品の原材料が一律基準に適合していれば、当該加工食品についても当該食品に残留する農薬等の残留値によらずに食品規格に適合するものと解し、一律基準の規制対象とならないものとして扱うこと。

4 食品衛生法施行規則関係

法第11条第3項の施行に伴い、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「施行規則」という。）について次の改正を行ったこと。

- (1) 施行規則第32条第4項から第6項までに規定するいわゆる計画輸入制度の適用対象外となる場合に、法第11条第3項の規定に適合しない場合を加えたこと。
- (2) 施行規則別表第二に掲げる食品衛生上の危害の原因となる物質について整理を行ったこと。
- (3) 抗菌性物質と抗生物質について、用語の整理を行い他の関係法令と平仄をあわせるという観点から、表現の適正化を図ったこと。
なお、規制対象については、従来どおりであること。

5 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令関係

法第11条第3項の施行に伴い、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）について次の改正を行ったこと。

- (1) 乳等省令別表に規定する乳等（乳及び乳製品並びにこれらを主原料とする食品をいう。以下同じ。）一般の成分規格について所要の整理を行ったこと。
- (2) 抗菌性物質と抗生物質について、用語の整理を行い他の関係法令と平仄をあわせるという観点から、表現の適正化を図ったこと。
なお、規制対象については、従来どおりであること。
- (3) 乳等について食品規格を定める動物用医薬品の限定がなくなったため、別表第二を削除したこと。

6 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針関係

監視指導指針に、法第11条第3項に係る監視指導の実施について盛り込んだこと。これにより、都道府県等が法第24条の規定に基づき定める監視指導計画中に、法第11条第3項について規定することが望まれること。

第3 施行・適用期日

1 省令関係

平成18年5月29日から施行すること。

2 告示関係

平成18年5月29日から適用すること。

ただし、一律基準告示及び残留基準等告示の適用にあたっては、平成18年5月28日までに製造され、又は加工された食品については、なお従前の例によることができること。

「製造され、又は加工された食品」とは、原材料から食品として販売に供する最終の形態となるまでの一連の工程を全て経たたものであり、農作物等の生鮮食品は除かれること。

また、食品を容器に入れたり、又は包装したりすること（パッケージング）も製造・加工の一工程とする。

経過措置の適用にあたっては、国内加工食品については、製造・加工された時点が平成18年5月29日以前か以後かで判断されたいこと。製造・加工された時点とは、食品が食品として販売に供する形態になった時点をいい、基本的には、食品に一定の包装等が施された時点と考えられること。国外加工食品についても、国内加工食品と同様の扱いとし、当該食品の輸入された時点は問題としないこと。

経過措置の適用についてまとめると以下のとおり。

- ・生鮮食品：製造され、又は加工された生鮮食品というものは基本的には存在しないことから、生鮮食品は経過措置の適用の対象とならず、平成18年5月29日以降に流通する生鮮食品については一律基準告示及び残留基準等告示による改正後の規格基準告示が適用されること。
- ・加工食品：国内外を問わず、製造又は加工が終了した時点（当該食品が食品として一般消費者への販売に供する形態になった時点をいう。）をみて経過措置の対象となるか否かを決定すること。加工食品を原材料として食品を製造・加工する場合においては、最終的に製造又は加工が終了し一般消費者への販売に供する形態になった時点をみて経過措置の適用を判断すること。

第4 その他の留意事項

1 法第11条第3項施行後の食品健康影響評価について

法第11条第3項の施行に伴い新設された一律基準告示及び対象外物質告示については、FAO/WHO 食品添加物専門家会議等の国際評価機関における評価や諸外国の基準等を参考にしているが、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価がなされていないため、施行後評価を依頼することとしていること。

また、残留基準等告示についても、新たに規格を設けた部分については食品健康影響評価を受けていないことから、本制度の施行後計画的に内閣府食品安全委員会に評価依頼を行うこととしていること。

2 法第11条第3項の適用範囲について

(1) 農薬等の範囲

法第11条第3項は、農薬等を対象とした規制であり、原則として農薬等としての使用が認められている物質でない限り、当該物質は必ずしも規制の対象とはならないこと。

ただし、食品の製造・加工の工程等において法第11条第1項の食品規格が定められている農薬等の成分である物質が、農薬等以外の用途で使用され食品に残留する場合（施設内で設備等の消毒目的で使用された物質について、食品が設備等と接触することにより残留する場合などが考えられる。）、農薬等を使用することにより当該物質が残留する場合との区別がつかないため、当該場合においては同条の規制の対象となること。

食品に残留する物質が農薬等としての使用が認められているか否かは、農薬取締法その他の国内関係法規と社会通念とを照らし合わせた上で判断するものとする。

(2) 「化学的に変化して生成する物質」の範囲

法第11条第3項は、農薬等の成分が化学的に変化して生成した物質も規制対象としているが、化学的に変化する前の農薬等の成分の毒性との同一性・類似性を失っているものまで規制する趣旨ではないこと。

3 残留基準等告示に規定する試験法関係

残留基準等告示による改正後の規格基準告示の一般規則5、6及び7に規定する各試験法の検出限界等は別添3に示すとおりなので、試験を行う際に留意すること。

なお、今回残留基準を設定した農薬等に係るその他の各試験法については、別途随時通知で定めること。

第5 既存通知の廃止

次に掲げる通知については、平成18年5月29日をもってこれを廃止す

るものとする。

- (1) 昭和45年7月21日付け環食化第53号「きゅうりの残留農薬について」
- (2) 昭和45年10月1日付け環食化第79号「ばれいしょの残留農薬について」
- (3) 昭和46年6月15日付け環乳第60号「牛乳中の有機塩素系農薬残留の暫定許容基準について」
- (4) 昭和55年10月30日付け環乳第58号「瀬戸内海で採捕されるイガイの取扱いについて」
- (5) 昭和55年10月30日付け環乳第59号「イガイの取扱いについて」
- (6) 昭和60年1月21日付け衛食第12号「輸入小麦等に係るEDB（二臭化エチレン）の残留規制について」
- (7) 昭和62年5月20日付け衛食第79号・衛化第30号「EDB（二臭化エチレン）くん蒸に係る暫定残留規制値の改正について」
- (8) 昭和62年8月27日付け衛乳第42号「DDT等の残留する輸入食肉の流通防止について」
- (9) 昭和63年1月27日付け衛食第15号・衛化第5号「EDB（二臭化エチレン）くん蒸に係る暫定残留規制値の改正について」
- (10) 昭和63年9月30日付け衛食第185号・衛化第67号「EDB（二臭化エチレン）くん蒸に係る暫定残留規制値の改正について」

香辛料（スパイス及びハーブ）の取扱い

1 法第11条第3項の施行に伴い、新たに香辛料（スパイス及びハーブ）に係る食品分類として「その他のスパイス」及び「その他のハーブ」を設けることとしたが、「香辛料」、「スパイス」及び「ハーブ」の定義は以下のとおりとすること。

2 香辛料とは、食品に特別な風味を与えることを目的とし、比較的少量使用される種々の植物の風味または芳香性の葉、茎、樹皮、根、根茎、花、蕾、種子、果実、又は果皮等をいうこと。香辛料は、スパイス及びハーブに大別されること。

3 スパイスとは、食品に風味付けの目的で比較的少量使用される種々の植物由来の芳香性樹皮、根、根茎、蕾、種子、果実、または果皮をいい、アサの種子、アサフェチダの根、アサフェチダの根茎、アジワンの種子、アニスの種子、ウイキョウの種子、ウコンの根、ウコンの根茎、オールスパイスの果実、オールスパイスの未成熟果実、オレンジの果皮、ガジュツの根、ガジュツの根茎、カシウの果実、カシウの未成熟果実、カシアの樹皮、カフィアライムの果実、カフィアライムの未成熟果実、ガランガルの根、ガランガルの根茎、カルダモンの種子、カルダモンの果実、カルダモンの未成熟果実、カンゾウの根、カンゾウの根茎、キャラウェイの種子、クチナシの果実、クミンの種子、クローブの蕾、ケシの種子、ケーパーの蕾、コシウの果実、コシウの未成熟果実、ごまの種子、コリアンダーの種子、サフランのめしべ、サンショウの果実、サンショウの未成熟果実、シソの種子、シナモンの樹皮、ジュニパーベリーの実、しょうが、スターアニスの果実、スターアニスの未成熟果実、西洋わさび、セロリの種子、タマリンドの果実、ディルの種子、とうがらし、ナツメグの種子の仁、ナツメグの種皮（メースをいう。）、ニジェラの種子、ニンニク、バジルの種子、パセリの種子、バニラの果実、バニラの未成熟果実、パプリカ、パラダイスグレインの種子、バラの果実（ローズヒップをいう。）、フェネグリークの種子、ピンクペッパーの果実、マスタードの種子、みかんの果皮、ゆずの果皮、レモンの果皮、ロングペッパーの果実、ロングペッパーの未成熟果実及びわさびの根茎をいうこと。

その他のスパイスとは、スパイスから、オレンジの果皮、ごまの種子、しょうが、西洋わさび、とうがらし、ニンニク、パプリカ、ゆずの果皮、レモンの果皮及びわさびの根茎を除いたものとする。

なお、パプリカには、「パプリカ」と称して販売される、いわゆるジャンボピーマン等は含まないこと。

4 ハーブとは、食品に風味付けの目的で薬味として比較的少量使用される種々の主に草本植物の葉、茎、根及び花からなり、生のまま、または乾燥したものが使用されるものをいい、アニスの葉、アニスの茎、アンゼリカ、ウイキョウの葉、ウイキョウの茎、エシャロット、オレガノ、カフィアライムの葉、カモミール、カレープラント、カレーリーフ、キャットニップ、キャラウェイの葉、キャラウェイの茎、クレソン、コリアンダーの葉、コリアンダーの茎、サボリー、サラダバーネット、サンショウの葉、シソの葉、シソの花穂、ジャスミン、ステビア、セージ、セロリの葉、セロリの茎、センテッドゼラニウム、ソレル、タイム、タデ、タラゴン、ダンディライオン、チャイブ（あさつきを含む。）、チャービル、ディルの葉、ディルの茎、ドクダミ、ナススタチウム、ニガヨモギ、にら、ハイビスカス、バジルの葉、バジルの茎、パセリの葉、パセリの茎、ハッカ、バラの花（ローズをいう。）、ヒソップ、ベルガモット、ボリジ、マーシュ、マスタードの葉、マスタードの茎、マジョラム、ミョウガ、ヤロウ、ヨモギ、ラベンダー、リンデン、ルッコラ、ルバーブ、レモングラス、レモンバーム、レモンバーベナ、ローズマリー、ローレル、わさびの葉及びわさびの葉柄をいうこと。

その他のハーブとは、ハーブから、クレソン、セロリの葉、セロリの茎、にら、パセリの葉及びパセリの茎を除いたものとする。

なお、エシャロットには、「エシャロット」「エシャレット」等と称して販売される早取り栽培のラッキョウは含まないこと。ハッカとはシソ科ハッカ属のハーブをいい、スペアミント及びペパーミントを含むこと。マスタードの葉及び茎には、カラシナが含まれること。また、わさびの葉及び葉柄には、いわゆる花わさびが含まれること。

改正後の一般規則6及び7に定める残留基準値の留意点について

- 1 今回残留基準を設定する γ -BHCとは、リンデンをいうこと。なお、別に基準を設定するBHCとは、 α -BHC、 β -BHC、 γ -BHC及び δ -BHCの総和をいい、 α -BHC、 β -BHC又は δ -BHCが検出された場合には、 γ -BHCの検出の有無に関わらず、BHCの規格基準を適用すること。
- 2 今回残留基準を設定する2,4-Dには、2,4-D、2,4-Dナトリウム塩、2,4-Dジメチルアミン塩、2,4-Dエチル、2,4-Dイソプロピル、2,4-Dブトキシエチル及び2,4-Dアルカノールアミン塩が含まれること。
- 3 今回残留基準を設定するDDTとは、 pp' -DDD、 pp' -DDE、 pp' -DDT及び op' -DDTの総和をいうこと。
- 4 今回残留基準を設定する2,2-DPAには、2,2-DPA及びダラポンナトリウム塩が含まれること。
- 5 今回残留基準を設定するMCPAには、MCPA、MCPAエチルエステル体、MCPAナトリウム塩及びMCPAチオエチルエステル体（フェノチオール）が含まれること。
- 6 今回残留基準を設定するTCMTBとは、2-(チアシアノメチルチオ)ベンゾチアゾールをいうこと。
- 7 今回残留基準を設定するアシベンゾラル-S-メチルとは、アシベンゾラル-S-メチル及びアシベンゾラル酸（ベンゾ〔1,2,3〕チアジアゾール-7-カルボン酸）をアシベンゾラル-S-メチル含量に換算したものの和をいうこと。
- 8 今回残留基準を設定するアセキノシルとは、アセキノシル及びアセキノシルヒドロキシ体（3-ドデシル-2-ヒドロキシ-1,4-ナフトキノン）をアセキノシル含量に換算したものの和をいうこと。
- 9 今回残留基準を設定するアバメクチンとは、農産物においてはアベルメクチン B_{1a} 、アベルメクチン B_{1b} 、8,9-Z-アベルメクチン B_{1a} 及び8,9-Z-アベルメクチン B_{1b} の総和をいい、畜水産物においてはアベルメクチン B_{1a} をいうこと。
- 10 今回残留基準を設定するアミトラズとは、アミトラズ及び N -2,4-ジメチルフェニル- N' -メチルホルムアミジンをアミトラズ含量に換算したものの和をいうこと。
- 11 今回残留基準を設定するアラマイトとは、各異性体の和をいうこと。
- 12 今回残留基準を設定するアルドリン及びディルドリンとは、アルドリン及びディルドリンの和をいうこと。
- 13 今回残留基準を設定するアレスリンとは、バイオアレスリンを含むこと。

- 14 今回残留基準を設定するイオドスルフロンメチルとは、イオドスルフロンメチル及びイオドスルフロンメチルナトリウム塩をイオドスルフロンメチル含量に換算したものが含まれること。
- 15 今回残留基準を設定するイソフェンホスとは、イソフェンホス及びイソフェンホスオキソンをイソフェンホス含量に換算したものの和をいうこと。
- 16 今回残留基準を設定するイプロジオンとは、イプロジオン及び*N*-(3,5-ジクロロフェニル)-3-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミドの和をいうこと。
- 17 今回残留基準を設定するイベルメクチンは、イベルメクチンの主成分である2,2,3-ジヒドロアベルメクチンB_{1a}をいうこと。
- 18 今回残留基準を設定するイマザモックスアンモニウム塩には、イマザモックス及びイマザモックスアンモニウム塩が含まれること。
- 19 今回残留基準を設定するイミノクタジンには、イミノクタジン、イミノクタジン三酢酸塩及びイミノクタジンアルベシル酸塩が含まれること。
- 20 今回残留基準を設定するイミベンコナゾールとは、イミベンコナゾール、イミベンコナゾール脱ベンジル体〔2,4-ジクロロ-2-(1,2,4-トリアゾール-1-イル)アセトアニリド〕をイミベンコナゾール含量に換算したものと及び2,4-ジクロロアニリンをイミベンコナゾール含量に換算したものの総和をいうこと。
- 21 今回残留基準を設定するウニコナゾールPには、ウニコナゾールP及びウニコナゾールが含まれること。
- 22 今回残留基準を設定するエチクロゼートとは、エチクロゼート及び5-クロロ-3(1*H*)-インダゾール酢酸をエチクロゼート含量に換算したものの和をいうこと。
- 23 今回残留基準を設定するエプリノメクチンは、エプリノメクチンの主成分であるエプリノメクチンB_{1a}をいうこと。
- 24 今回残留基準を設定するエポキシコナゾールとは、各異性体の和をいうこと。
- 25 今回残留基準を設定するエマメクチン安息香酸塩とは、農産物においてはエマメクチン安息香酸塩(B_{1a}及びB_{1b})、エマメクチン(B_{1a}及びB_{1b})をエマメクチン安息香酸塩含量に換算したもの、エマメクチンアミノ体(B_{1a}及びB_{1b})をエマメクチン安息香酸塩含量に換算したもの、エマメクチンホルミルアミノ体(B_{1a}及びB_{1b})をエマメクチン安息香酸塩含量に換算したもの、エマメクチン*N*-メチルホルミルアミノ体(B_{1a}及びB_{1b})をエマメクチン安息香酸塩含量に換算したものと及び8,9-*Z*-エマメクチンB_{1a}をエマメクチン安息香酸塩含量に換算したものの総和をいい、畜水産物においてはエマメクチンB_{1a}をエマメクチン安息香酸塩含量に換算したものと及び8,9-*Z*-エマメクチンB_{1a}をエマメクチン安息香酸塩含量に換算したものの和をいうこと。

- 26 今回残留基準を設定するエンドスルファンとは、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの和をいうこと。
- 27 今回残留基準を設定するエンロフロキサシンとは、エンロフロキサシン及びエンロフロキサシンの代謝物であるシプロフロキサシンの和をいうこと。
- 28 今回残留基準を設定するオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンとは、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの総和をいうこと。また、オキシテトラサイクリンに係る残留基準が定められている食品以外の食品のうち、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンに係る残留基準が定められている食品については、その基準が適用されるものであること。
- 29 今回残留基準を設定するオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールとは、オクスフェンダゾールスルホン、オクスフェンダゾールをオクスフェンダゾールスルホン含量に換算したもの、フェバンテルをオクスフェンダゾールスルホン含量に換算したものと及びフェンベンダゾールをオクスフェンダゾールスルホン含量に換算したものの総和をいうこと。
- 30 今回残留基準を設定するカルタップ、チオシクラム及びベンスルタップとは、カルタップ、ベンスルタップをカルタップ含量に換算したものと及びチオシクラムをカルタップ含量に換算したものの総和をいうこと。
- 31 今回残留基準を設定するカルベンダジム、ベノミル、チオファネート及びチオファネートメチルとは、カルベンダジム、ベノミルをカルベンダジム含量に換算したもの、チオファネートをカルベンダジム含量に換算したものと及びチオファネートメチルをカルベンダジム含量に換算したものの総和をいうこと。
- 32 今回残留基準を設定するカルボスルファンとは、カルボスルファン、カルボスルファンの代謝物であるカルボフランをカルボスルファン含量に換算したものと及びカルボフランの代謝物である3-OHカルボフランをカルボスルファン含量に換算したものの総和をいうこと。ただし、カルボスルファンが検出された場合に限り、カルボスルファンに係る規格基準を適用すること。
- 33 今回残留基準を設定するカルボフランとは、カルボフラン及びカルボフランの代謝物である3-OHカルボフランをカルボフラン含量に換算したものの和をいうこと。ただし、カルボフラン又は3-OHカルボフランが検出され、加えてカルボスルファン、フラチオカルブ又はベンフラカルブが検出された場合には、それぞれの物質につき定められた規格基準を適用することとし、カルボフランに係る規格基準によらないこと。
- 34 今回残留基準を設定するキザロホップエチルには、キザロホップ、キザロホップエチル、キザロホップP、キザロホップPエチル及びキザロホップPテフリルが含まれること。
- 35 今回残留基準を設定するグリホサートには、グリホサート、グリホサートア

ンモニウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートトリメシウム塩及びグリホサートナトリウム塩が含まれること。

- 36 今回残留基準を設定するグルホシネートとは、穀類、豆類、種実類及びてんさいにおいては、グルホシネート、*N*-アセチルグルホシネートをグルホシネート含量に換算したもの及び3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネート含量に換算したものの総和をいうこと。また、その他の食品においては、グルホシネート及び3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネート含量に換算したものの和をいうこと。なお、グルホシネートには、グルホシネートアンモニウム塩が含まれること。
- 37 今回残留基準を設定するクレトジムとは、クレトジム、クレトジムスルホキシドをクレトジム含量に換算したもの及びクレトジムスルホンをクレトジム含量に換算したものの総和をいうこと。
- 38 今回残留基準を設定するクロチアニジンとは、チアメトキサムの代謝物であり、チアメトキサムの使用に基づくクロチアニジンの残留を含むこと。
- 39 今回残留基準を設定するクロルデンとは、農産物においては *cis*-クロルデン及び *trans*-クロルデンの和をいい、畜水産物においては *cis*-クロルデン、*trans*-クロルデン及び代謝物のオキシクロルデンの和をいうこと。
- 40 今回残留基準を設定するクロルフェンビンホスとは、クロルフェンビンホス（E体）及びクロルフェンビンホス（Z体）の和をいうこと。
- 41 今回残留基準を設定する酢酸トレンボロンとは、肝臓においては α -トレンボロン、筋肉においては β -トレンボロンをいうこと。その他の食用部分においては α -トレンボロン及び β -トレンボロンの和をいうこと。
- 42 今回残留基準を設定するジアフェンチウロンとは、ジアフェンチウロン、ジアフェンチウロン尿素体〔1-*tert*-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)尿素〕をジアフェンチウロン含量に換算したものと及びジアフェンチウロンメタンイミドアミド体〔1-*tert*-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)メタンイミドアミド〕をジアフェンチウロン含量に換算したものの総和をいうこと。
- 43 今回残留基準を設定するジカンバには、ジカンバ、ジカンバイソプロピルアミン塩、ジカンバジメチルアミン塩、ジカンバカリウム塩及びジカンバナトリウム塩が含まれること。
- 44 今回残留基準を設定するジクロシメットには、(*R*)-2-シアノ-*N*-[(*R*)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド及び(*S*)-2-シアノ-*N*-[(*R*)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミドが含まれること。
- 45 今回残留基準を設定するジクロルボス及びナレドとは、ジクロルボス及びナレドをジクロルボス含量に換算したものの和をいうこと。

- 46 今回残留基準を設定するジスルホトンとは、ジスルホトン及びジスルホトンスルホン体をジスルホトン含量に換算したものの和をいうこと。
- 47 今回残留基準を設定するジチオカルバメートとは、ジネブを二硫化炭素含量に換算したもの、ジラムを二硫化炭素含量に換算したもの、チラムを二硫化炭素含量に換算したもの、ニッケルビス（ジチオカーバメート）を二硫化炭素含量に換算したもの、フェルバムを二硫化炭素含量に換算したもの、プロピネブを二硫化炭素含量に換算したもの、ポリカーバメートを二硫化炭素含量に換算したもの、マンコゼブを二硫化炭素含量に換算したもの、マンネブを二硫化炭素含量に換算したものと及びメチラムを二硫化炭素含量に換算したものの総和をいうこと。
- 48 今回残留基準を設定するジノカップには、ジノカップ分解物（2,4-ジニトロ-6-オクチルフェノール及び2,6-ジニトロ-4-オクチルフェノール）が含まれること。
- 49 今回残留基準を設定するシハロトリンには、ラムダーシハロトリンが含まれること。
- 50 今回残留基準を設定するジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシンとは、ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシンの和をいうこと。
- 51 今回残留基準を設定するジフェンゾコートとは、ジフェンゾコート及びジフェンゾコートメチル硫酸をジフェンゾコート含量に換算したものの和をいうこと。
- 52 今回残留基準を設定するシフルトリンとは、各異性体の和をいうこと。
- 53 今回残留基準を設定するシプロコナゾールとは、各異性体の和をいうこと。
- 54 今回残留基準を設定するシペルメトリンとは、各異性体の和をいうこと。また、シペルメトリンにはゼーターシペルメトリンが含まれること。
- 55 今回残留基準を設定するジベレリンとはジベレリンA3をいうこと。
- 56 今回残留基準を設定するジメチルビンホスとは、ジメチルビンホス（E体）及びジメチルビンホス（Z体）の和をいうこと。
- 57 今回残留基準を設定するジメテナミドには、ジメテナミド及びジメテナミド-Pが含まれること。
- 58 今回残留基準を設定するジメトモルフとは、ジメトモルフ（E体）及びジメトモルフ（Z体）の和をいうこと。
- 59 今回残留基準を設定する臭素とは、無機臭素をいうこと。
- 60 今回残留基準を設定するスピノサドとは、スピノシンA及びスピノシンDの和をいうこと。
- 61 今回残留基準を設定するスピラマイシンとは、豚においてはスピラマイシンIと同等の抗菌活性を示すスピラマイシンをスピラマイシンI含量に換算したものと及びその代謝物をスピラマイシンI含量に換算したものの和をいい、その

他の食品においてはスピラマイシン I 及びネオスピラマイシン I の和をいうこと。

- 62 今回残留基準を設定するセトキシジムとは、セトキシジム、MSO をセトキシジム含量に換算したもの、MSO₂ をセトキシジム含量に換算したもの、M2S をセトキシジム含量に換算したもの、M2SO をセトキシジム含量に換算したもの、M2SO₂ をセトキシジム含量に換算したものと及び 5-OH-MSO₂ をセトキシジム含量に換算したものの総和をいうこと。
- 63 今回残留基準を設定するセフチオフルとは、セフチオフルの代謝物であるデスフロイルセフチオフルとして測定されるものをいうこと。
- 64 今回残留基準を設定するダイアレートとは、各異性体の和をいうこと。
- 65 今回残留基準を設定するダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートとは、メチルイソチオシアネート、ダゾメットをメチルイソチオシアネート含量に換算したものと及びメタムをメチルイソチオシアネート含量に換算したものの総和をいうこと。なお、メタムにはメタムアンモニウム塩、メタムカリウム塩及びメタムナトリウム塩が含まれること。
- 66 今回残留基準を設定するチアベンダゾールとは、畜水産物においては、チアベンダゾール及び 5-ヒドロキシチアベンダゾールの和をいうこと。その他の食品については、チアベンダゾールのみをいうこと。
- 67 今回残留基準を設定するチオジカルブ及びメソミルとは、チオジカルブをメソミル含量に換算したものと及びメソミルの和をいうこと。なお、メソミルにはメソミルオキシムが含まれること。
- 68 今回残留基準を設定するテクロフタラムには、テクロフタラム及びテクロフタラムイミドが含まれること。
- 69 今回残留基準を設定するテプラロキシジムとは、テプラロキシジム、DMP をテプラロキシジム含量に換算したものと及び OH-DMP をテプラロキシジム含量に換算したものの総和をいうこと。なお、テプラロキシジムには、5-OH-DP が含まれること。
- 70 今回残留基準を設定するデルタメトリン及びトラロメトリンとは、デルタメトリン及びトラロメトリンの和をいうこと。
- 71 今回残留基準を設定するテレフタル酸銅には、テレフタル酸銅及びテレフタル酸が含まれること。
- 72 今回残留基準を設定するトリアジメノールとは、トリアジメホンの使用に基づくトリアジメノールの残留を含むこと。
- 73 今回残留基準を設定するトリクラベンダゾールとは、トリクラベンダゾール及びその代謝物の誘導体である 5-クロロ-6-(2,3-ジクロロフェノキシ)-ベンズイミダゾール-2-オンとして測定されるものをいうこと。
- 74 今回残留基準を設定するトリネキサパックエチルとは、トリネキサパックエ

チル及びトリネキサパックをトリネキサパックエチル含量に換算したものの和をいうこと。

- 75 今回残留基準を設定するトリフルミゾールとは、トリフルミゾール及びトリフルミゾール代謝物である4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)- α -トトリイジンをトリフルミゾール含量に換算したものの和をいうこと。
- 76 今回残留基準を設定するナイカルバジンとは、ナイカルバジンの主成分であるN, N'-ビス-(4-ニトロフェニル)ウレアをいうこと。
- 77 今回残留基準を設定するニテンピラムとは、ニテンピラム及びCPFをニテンピラム含量に換算したものの和をいうこと。なお、ニテンピラムには、CPMA及びCPMFが含まれること。
- 78 今回残留基準を設定するバミドチオンとは、バミドチオン、バミドチオンスルホキシドをバミドチオン含量に換算したものと及びバミドチオンスルホンをバミドチオン含量に換算したものの総和をいうこと。
- 79 今回残留基準を設定するビフェナゼートとは、農産物及び脂肪にあつては、ビフェナゼート及びイソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマートをビフェナゼート含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつては、ビフェナゼート、イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマートをビフェナゼート含量に換算したものの、4-ヒドロキシビフェニルをビフェナゼート含量に換算したものと及び4-スルファトビフェニルをビフェナゼート含量に換算したものの総和をいうこと。
- 80 今回残留基準を設定するピリデートとは、ピリデート及びピリデートヒドロキシ体をピリデート含量に換算したものの和をいうこと。なお、ピリデートには、ピリデートヒドロキシ体抱合体が含まれること。
- 81 今回残留基準を設定するピリフェノックスとは、ピリフェノックス (E体) 及びピリフェノックス (Z体) の和をいうこと。
- 82 今回残留基準を設定するピリミノバックメチルとは、ピリミノバックメチル (E体) 及びピリミノバックメチル (Z体) の和をいうこと。
- 83 今回残留基準を設定するピルリマイシンとは、肝臓については、ピルリマイシン及びピルリマイシンスルホキシドをピルリマイシン含量に換算したものの和をいい、その他については、ピルリマイシンをいうこと。
- 84 今回残留基準を設定するピレトリンとは、ピレトリン I 及びピレトリン II の和をいうこと。
- 85 今回残留基準を設定するフェノキサプロップエチルとは、フェノキサプロップエチル、フェノキサプロップPエチルをフェノキサプロップエチル含量に換算したものの、フェノキサプロップをフェノキサプロップエチル含量に換算したものの、フェノキサプロップPをフェノキサプロップエチル含量に換算したもの

及びCDHBをフェノキサプロップエチル含量に換算したものの総和をいうこと。

- 86 今回残留基準を設定するフェノトリンとは、各異性体の和をいうこと。
- 87 今回残留基準を設定するフェリムゾンとは、フェリムゾン（E体）及びフェリムゾン（Z体）の和をいうこと。
- 88 今回残留基準を設定するフェンアミドンとは、畜水産物にあつては、フェンアミドン及び5-メチル-5-フェニルイミダゾリジン-2,4-ジオンをフェンアミドン含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつてはフェンアミドンのみをいうこと。
- 89 今回残留基準を設定するフェンチンとは、水酸化トリフェニルスズをフェンチン含量に換算したもの、酢酸トリフェニルスズをフェンチン含量に換算したもの及び塩化トリフェニルスズをフェンチン含量に換算したものが含まれること。
- 90 今回残留基準を設定するフェントラザミドには、フェントラザミド及びCPTが含まれること。
- 91 今回残留基準を設定するフェンバレレートとは各異性体の和をいうこと。また、フェンバレレートには、エスフェンバレレートが含まれること。
- 92 今回残留基準を設定するフェンピロキシメートとは、フェンピロキシメート（E体）及びフェンピロキシメート（Z体）の和をいうこと。
- 93 今回残留基準を設定するフラチオカルブとは、フラチオカルブ、フラチオカルブの代謝物であるカルボフランをフラチオカルブ含量に換算したものと及びカルボフランの代謝物である3-OHカルボフランをフラチオカルブ含量に換算したものの総和をいうこと。ただし、フラチオカルブが検出された場合に限り、フラチオカルブに係る規格基準を適用すること。
- 94 今回残留基準を設定するフラメトピルとは、フラメトピル及びフラメトピルヒドロキシ体をフラメトピル含量に換算したものの和をいうこと。
- 95 今回残留基準を設定するフルアジホップとは、フルアジホップをフルアジホップブチル含量に換算したもの、フルアジホップPをフルアジホップブチル含量に換算したもの、フルアジホップブチル及びフルアジホップPブチルをフルアジホップブチル含量に換算したものの総和をいうこと。
- 96 今回残留基準を設定するフルシトリネートとは、各異性体の和をいうこと。
- 97 今回残留基準を設定するフルバリネートとは、各異性体の和をいうこと。
- 98 今回残留基準を設定するフルメトリンとは、各異性体の和をいうこと。
- 99 今回残留基準を設定するプロクロラズとは、プロクロラズ、N-ホルミル-N-1-プロピル-N-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エチル]尿素をプロクロラズ含量に換算したもの、N-プロピル-N-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エチル]尿素をプロクロラズ含量に換算したものと及び2,

- 4, 6-トリクロロフェノールをプロクロラズ含量に換算したものの総和をいうこと。
- 100 今回残留基準を設定するプロパモカルブには、プロパモカルブ及びプロパモカルブ塩酸塩が含まれること。
- 101 今回残留基準を設定するプロヒドロジャスモンとは、*trans*体及び*epi*体の和をいうこと。
- 102 今回残留基準を設定する5-プロピルスルホニル-1*H*-ベンズイミダゾール-2-アミンとは、アルベンダゾールの代謝物であること。
- 103 今回残留基準を設定するプロヘキサジオンカルシウム塩は、プロヘキサジオンをプロヘキサジオンカルシウム塩含量に換算したものをいうこと。
- 104 今回残留基準を設定するプロポキシカルバゾンには、プロポキシカルバゾン及びプロポキシカルバゾンナトリウムが含まれること。
- 105 今回残留基準を設定するヘプタクロルとは、ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシドが含まれること。
- 106 今回残留基準を設定するペルメトリンとは、各異性体の和をいうこと。
- 107 今回残留基準を設定するベンジルペニシリンとは、ペネタメートの使用に基づくペネタメートの代謝物としてのベンジルペニシリンの残留を含むこと。
- 108 今回残留基準を設定するベンタゾンには、ベンタゾン及びベンタゾンナトリウム塩が含まれること。
- 109 今回残留基準を設定するベンフラカルブとは、ベンフラカルブ、ベンフラカルブの代謝物であるカルボフランをベンフラカルブ含量に換算したものと及びカルボフランの代謝物である3-OHカルボフランをベンフラカルブ含量に換算したものの総和をいうこと。ただし、ベンフラカルブが検出された場合に限り、ベンフラカルブに係る規格基準を適用すること。
- 110 今回残留基準を設定するホセチルとは、ホセチル及び亜リン酸をホセチル含量に換算したものの和をいうこと。なお、亜リン酸は肥料としても広く使用されていることから、食品衛生法第11条違反の判断の際には、農薬の使用履歴の他、肥料の使用履歴について十分に確認すること。
- 111 今回残留基準を設定するマレイン酸ヒドラジドには、「マレイン酸ヒドラジド試験法」に規定する試験法1においては、マレイン酸ヒドラジド、マレイン酸ヒドラジドグリコシド及びヒドラジンが含まれ、試験法2においては、マレイン酸ヒドラジド及びマレイン酸ヒドラジドグリコシドが含まれること。
- 112 今回残留基準を設定するミルベメクチンとは、ミルベメクチンA3及びミルベメクチンA4の和をいうこと。
- 113 今回残留基準を設定するメコプロップには、メコプロップ及びメコプロップ-Pが含まれること。
- 114 今回残留基準を設定するメタミドホスとは、アセフェート由来のメタミドホ

スを含むこと。

- 115 今回残留基準を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、メタラキシル及びメフェノキサムの和をいうこと。
- 116 今回残留基準を設定するメチオカルブとは、メチオカルブ、メチオカルブスルホキシドをメチオカルブ含量に換算したもの及びメチオカルブスルホンをメチオカルブ含量に換算したものの総和をいうこと。
- 117 今回残留基準を設定するメトミノストロビンとはメトミノストロビン(E体)及びメトミノストロビン(Z体)の和をいうこと。
- 118 今回残留基準を設定するメトラクロールには、メトラクロール及びS-メトラクロールが含まれること。
- 119 今回残留基準を設定するメトリブジンとは、メトリブジン、メトリブジン脱アミノ体をメトリブジン含量に換算したもの、メトリブジンメチルチオ基脱離酸化体をメトリブジン含量に換算したもの及びメトリブジンメチルチオ基脱離酸化物脱アミノ体をメトリブジン含量に換算したものの総和をいうこと。
- 120 今回残留基準を設定するメパニピリムとは、メパニピリム及びメパニピリムプロパノール体をメパニピリム含量に換算したものの和をいうこと。
- 121 今回残留基準を設定するリン化水素とは、リン化水素、リン化アルミニウムをリン化水素含量に換算したもの、リン化マグネシウムをリン化水素含量に換算したもの及びリン化亜鉛をリン化水素含量に換算したものの総和をいうこと。
- 122 今回残留基準を設定するレスメトリンとは、各異性体の和をいうこと。

改正後の一般規則5, 6及び7に規定する各試験法の検出限界

農薬等名	検出限界(ppm)	備考
2, 4, 5-T	0.05	ミネラルウォーターにあつては0.001ppm
アゾシクロチン及びシヘキサチン	0.02	ミネラルウォーターにあつては0.001ppm
アミトロール	0.025	茶にあつては0.1 ppm ミネラルウォーターにあつては0.002ppm
アルドリン	0.005	抹茶にあつては0.02 ppm
エンドリン	0.005	抹茶にあつては0.02 ppm
ディルドリン	0.005	抹茶にあつては0.02 ppm
カプタホール	0.01	ミネラルウォーターにあつては0.001ppm
カルバドックス ※1	0.001	
クマホス	0.01	ミネラルウォーターにあつては0.001ppm
クレンブテロール	0.00005	
クロラムフェニコール	0.0005	ローヤルゼリーにあつては0.005 ppm
クロルプロマジン	0.0001	
ジエチルスチルベストロール	0.0005	
ジメトリダゾール	0.0002	
メトロニダゾール	0.0001	
ロニダゾール	0.0002	
ダミノジッド	0.1	ミネラルウォーターにあつては0.002ppm
デキサメタゾン	0.00005	
トリアゾホス	0.05	そら豆にあつては0.02 ppm
パラチオン	0.01	
α-トレンボロン	0.002	
β-トレンボロン	0.002	
二臭化エチレン	0.001	
ニトロフラン類 ※2	0.001	
プロファム	0.01	ミネラルウォーターにあつては0.001ppm
マラカイトグリーン ※3	0.002	

※1 カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。

※2 ニトロフラン類とは、ニトロフラゾン、ニトロフラントイン、フラズリドン及びフラルタドンをいい、これらの代謝物である3-アミノ-2-オキサズリドン、1-アミノヒダントイン、3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサズリドン及びセミカルバジドを分析対象とする。

※3 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。